宮崎県公報

平成28年９月20日（火曜日）　第 2830 号

発　行　宮　崎　県
印　刷　宮崎市旭１丁目６番25号　K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日　毎週月・木曜日
購読料（送料共）　1年　37,200円

目　　次

頁

告　　示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境管理課）1
○廃棄物が地下にある土地の区域の指定…………（循環社会推進課）1
○民有林の保安林の指定予定……………………（自然環境課）1
○急傾斜地崩壊危険区域の指定………………………（砂防課）1
○土砂災害警戒区域の指定……………………………（　〃　）1
○土砂災害特別警戒区域の指定………………………（　〃　）2

告　　示

宮崎県告示第 606号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成28年９月20日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　形質変更時要届出区域
　別図のとおり（日南市大字隈谷字川北六乙1675番１の一部）
（「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）
２　土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第１項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類
　砒（ひ）素及びその化合物

宮崎県告示第 607号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第15条の17第１項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

平成28年９月20日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

指定区域	埋立地の区分
都城市五十町2594番１の一部、同2601番１の一部、同2607番１の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の２第３号イ

宮崎県告示第 608号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の２第１項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成28年９月20日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　民有林の保安林予定森林の所在場所　日南市大字吉野方字上弓折5320、5321、5329、5337
２　指定の目的　水源の涵（かん）養
３　指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法
　ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
　イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 609号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成28年９月20日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　上椎葉
(1)　区域の表示
　次に掲げる土地に存する標柱１号と標柱２号を結んだ線、標柱２号と標柱３号を昭和58年宮崎県告示第1038号で指定した同号19に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱３号から標柱６号までを順次結んだ線及び標柱１号と標柱６号を結んだ線により囲まれた土地の区域（ただし、昭和45年建設省告示第1396号で指定した同号12に掲げる土地を除く。）
(2)　標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	東臼杵郡椎葉村大字下福良字上椎葉1826－157
2	〃　〃　〃　〃　1826－13
3	〃　〃　〃　〃　1826－11
4	〃　〃　〃　〃　1826－56
5	〃　〃　〃　〃　1826－155
6	〃　〃　〃　〃　1826－156

宮崎県告示第 610号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年９月20日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の渓流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
国富町	榎瀬谷川	06－ 382－１－ 001	土石流
	鳩胸地区	06－ 382－１－ 002	土石流
	野添川	06－ 382－１－ 010	土石流
	野添川－新①	06－ 382－１－ 010－新①	土石流
	片木山	Ⅰ－１－0938	急傾斜地の崩壊
	片木山－新①	Ⅰ－１－0938－新①	急傾斜地の崩壊
	片木山－新②	Ⅰ－１－0938－新②	急傾斜地の崩壊
	片木山－新③	Ⅰ－１－0938－新③	急傾斜地の崩壊
	松ヶ迫	Ⅰ－１－0960	急傾斜地の崩壊
	寺中	Ⅰ－１－0961	急傾斜地の崩壊
	山下	Ⅰ－１－0962	急傾斜地の崩壊
	旭	Ⅰ－１－0971	急傾斜地の崩壊
	宍喰野	Ⅰ－１－3353	急傾斜地の崩壊
	宍喰野－新①	Ⅰ－１－3353－新①	急傾斜地の崩壊
	宍喰野－新②	Ⅰ－１－3353－新②	急傾斜地の崩壊
	瀬戸前	Ⅰ－１－3354	急傾斜地の崩壊
	平原－２	Ⅰ－１－3359	急傾斜地の崩壊
	平原－２－新①	Ⅰ－１－3359－新①	急傾斜地の崩壊
	馬場－１	Ⅰ－１－3362	急傾斜地の崩壊
	馬場	Ⅱ－１－0967	急傾斜地の崩壊
	脇水流	Ⅱ－１－5836	急傾斜地の崩壊
	大坪	Ⅱ－１－5838	急傾斜地の崩壊
	大坪－新①	Ⅱ－１－5838－新①	急傾斜地の崩壊
	馬場－２	Ⅱ－１－5841	急傾斜地の崩壊
	永田	Ⅱ－１－5842	急傾斜地の崩壊
	寺中－１	Ⅱ－１－5844	急傾斜地の崩壊
	寺中－２	Ⅱ－１－5845	急傾斜地の崩壊
	寺中－２－新①	Ⅱ－１－5845－新①	急傾斜地の崩壊
	寺中－３	Ⅱ－１－5846	急傾斜地の崩壊
	寺中－３－新①	Ⅱ－１－5846－新①	急傾斜地の崩壊
	今平	Ⅱ－１－5848	急傾斜地の崩壊
	寺中－４	Ⅱ－１－5867	急傾斜地の崩壊
	八幡	Ⅱ－１－5868	急傾斜地の崩壊
	若宮	Ⅱ－１－5877	急傾斜地の崩壊
	上床	Ⅱ－１－5878	急傾斜地の崩壊
	田原	Ⅱ－１－5881	急傾斜地の崩壊
	栗巣－１－新①	Ⅱ－１－5882－新①	急傾斜地の崩壊
	取添	Ⅱ－１－5883	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 611号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年９月20日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の渓流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
国富町	榎瀬谷川	06－382－1－001	土石流
	鳩胸地区	06－382－1－002	土石流
	野添川	06－382－1－010	土石流
	野添川－新①	06－382－1－010－新①	土石流
	片木山	Ⅰ－1－0938	急傾斜地の崩壊
	片木山－新①	Ⅰ－1－0938－新①	急傾斜地の崩壊
	片木山－新②	Ⅰ－1－0938－新②	急傾斜地の崩壊
	片木山－新③	Ⅰ－1－0938－新③	急傾斜地の崩壊
	松ヶ迫	Ⅰ－1－0960	急傾斜地の崩壊
	寺中	Ⅰ－1－0961	急傾斜地の崩壊
	山下	Ⅰ－1－0962	急傾斜地の崩壊
	旭	Ⅰ－1－0971	急傾斜地の崩壊
	宍喰野	Ⅰ－1－3353	急傾斜地の崩壊
	宍喰野－新①	Ⅰ－1－3353－新①	急傾斜地の崩壊
	宍喰野－新②	Ⅰ－1－3353－新②	急傾斜地の崩壊
	瀬戸前	Ⅰ－1－3354	急傾斜地の崩壊
	平原－2	Ⅰ－1－3359	急傾斜地の崩壊
	平原－2－新①	Ⅰ－1－3359－新①	急傾斜地の崩壊
	馬場－1	Ⅰ－1－3362	急傾斜地の崩壊
	馬場	Ⅱ－1－0967	急傾斜地の崩壊
	脇水流	Ⅱ－1－5836	急傾斜地の崩壊
	大坪	Ⅱ－1－5838	急傾斜地の崩壊
	大坪－新①	Ⅱ－1－5838－新①	急傾斜地の崩壊
	馬場－2	Ⅱ－1－5841	急傾斜地の崩壊
	永田	Ⅱ－1－5842	急傾斜地の崩壊
	寺中－1	Ⅱ－1－5844	急傾斜地の崩壊
	寺中－2	Ⅱ－1－5845	急傾斜地の崩壊
	寺中－2－新①	Ⅱ－1－5845－新①	急傾斜地の崩壊
	寺中－3	Ⅱ－1－5846	急傾斜地の崩壊
	寺中－3－新①	Ⅱ－1－5846－新①	急傾斜地の崩壊
	今平	Ⅱ－1－5848	急傾斜地の崩壊
	寺中－4	Ⅱ－1－5867	急傾斜地の崩壊
	八幡	Ⅱ－1－5868	急傾斜地の崩壊
	若宮	Ⅱ－1－5877	急傾斜地の崩壊
	上床	Ⅱ－1－5878	急傾斜地の崩壊
	田原	Ⅱ－1－5881	急傾斜地の崩壊
	栗巣－1－新①	Ⅱ－1－5882－新①	急傾斜地の崩壊
	取添	Ⅱ－1－5883	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）